

## 税法違反に対する刑事罰則の体系（現行）

	違反行為	刑事罰	参考（行政罰）
① 虚偽申告・無申告	過少申告		○過少申告加算税 (10%、期限内申告税額又は 50 万円 のいずれか多い金額を超える部分 は 15%)
	無申告	○単純無申告罪（申告書不提出の行為のみを評価） ・直接税⇒1年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 ・間接税⇒10 万円以下の罰金又は科料	○無申告加算税 (15%、50 万円超の部分は 20%)
	不正行為による過少・ 無申告・受還付	○逋脱罪（脱税犯） ・直接税⇒5年以下の懲役若しくは 500 万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科 ・間接税⇒5年以下の懲役若しくは 50 万円（情状により脱税額の 3 倍）以下の罰金又は併科	○重加算税 (過少 35%、無申告 40%)
	②源泉徴収不納付	○源泉所得税不納付罪 ・3年以下の懲役若しくは 100 万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科	○不納付加算税 (10%)
③ 調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	○（単純無申告罪（再掲））	○（無申告加算税（再掲））
	調書の不提出等	○【法定調書】虚偽記載・不提出罪（1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金）	
		○【財産債務明細書・総収入金額報告書等】	
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・直接税⇒1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 ・間接税⇒10 万円以下の罰金又は科料	
滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・3 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は併科		
	④滞納		○延滞税 (原則 14.6%)

（注）租税に関する罰則の法定刑については、昭和 56 年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。

## 他の主要な経済犯における罰則の例

法律名	罪名等	現行の法定刑	参考（直近の改正）
金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正行為、風説の流布、相場操縦行為等</li> <li>・ 虚偽の情報開示</li> </ul>	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に各々懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、500万円⇒1,000万円)
知的財産権の侵害罪に対する罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許法関係</li> <li>・ 商標法関係</li> </ul>	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に各々懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、500万円⇒1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意匠法関係</li> </ul>		平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (3年⇒10年、300万円⇒1,000万円)
ヤミ金融に対する罰則の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸金業法（無登録営業等）</li> </ul>	10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、1,000万円⇒3,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資法（著しい高金利の貸付）</li> </ul>		平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、1,000万円⇒3,000万円)
詐欺による破産・更生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破産法関係</li> </ul>	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成16年に罰金刑を付加 (罰金刑なし⇒1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社更生法関係</li> <li>・ 民事再生法関係</li> </ul>		平成16年に各々罰金刑を引上げ (200万円⇒1,000万円)
刑法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詐欺罪</li> </ul>	10年以下の懲役	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務上横領罪</li> </ul>		

### 3. その他の納税環境整備